

陳 情 第 6 7 号	令 8 . 5 . 2 9 受 理
(件 名) 公立中学校における平和教育及び校外学習の政治的中立性と安全確保を求めることについて (提出者)	
(陳情の要旨) 中学生は、社会の仕組みや歴史、政治、国際関係について本格的に学び始める時期であり、将来の主権者として社会の課題を主体的に考え、判断する力を育むことが求められる。中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習は、その重要な役割を果たしている。 平和教育の学習内容が特定の見解に偏った場合、生徒の歴史認識や社会認識に影響を与えるおそれがある。いわゆる「偏向教育」との疑念を招くことがないように、特に平和教育においては結論ありきの指導を避け、事実を基にした政治的中立性と生徒が発達段階に応じて多面的・多角的に考え、主体的に判断できる学びを確保することが重要である。 教育基本法第14条は政治的教養を尊重する一方で、学校が特定の政党を支持し、または反対するための政治教育その他政治的活動を行うことを禁じている。 本陳情を通じて中学校における平和教育の政治的中立性や修学旅行・校外学習の安全管理について点検を求める背景には、令和8年3月16日、沖縄県名護市辺野古沖において修学旅行中の高校生らが乗船した船舶が転覆して生徒1名と船長1名が死亡し、14名が負傷した痛ましい事故がある。亡くなられた生徒の御遺族は、事故当日の経過をインターネット上で公表されている。保護者にとって修学旅行や校外学習は、学校を信頼して大切な子供を預ける教育活動であり、その信頼に応えるためにも十分な安全確認と説明責任が求められる。さらに御遺族は、沖縄や辺野古は平和、戦争、命、歴史、基地、国防、日米関係などを考えることができる場所である一方、偏った情報を一方的に与えるのであれば、それは平和教育とはいえない趣旨の思いも綴られている。これは、生徒が多様な情報に触れ、多面的に考える教育であってほしいという保護者の願いと受け止めるべきである。 文部科学省は令和8年4月7日付で「学校における校外活動の安全確保の徹底等について（通知）」を発出し、校外活動の安全性や実施内容の確認、児童生徒・保護者への十分な説明、学校主体の安全確保、船舶利用時の許認可事業者の選定等を求めている。また、大阪府教育庁は同事故を受け、過去3年間の国内修学旅行・宿泊研修について、安全性、実施内容、事故で船舶を運航していた市民団体との関わり、教育活動における中立性等の調査を実施した。	

なお、辺野古移設反対を呼びかける「辺野古基金」の賛同団体として、日本教職員組合をはじめ、名称上確認できる教職員組合系団体が各都道府県合わせて300団体以上確認できる。鹿児島県内においても教職員組合が多数を占めている。貴自治体内においても教職員系団体及び中学校・高校の教員本人が辺野古移設反対活動への「寄附」を呼び掛けている実態はないだろうか。また、こうした反対活動を支援する教員が教室内や校外学習において、生徒たちの「平和学習」を指導している可能性はないだろうか。教壇に立つ教員や教育現場に関係する団体が特定の政治的運動に賛同している事実は、平和学習や校外学習における政治的中立性への配慮を改めて確認する必要性を示すものである。

ついては、貴自治体において、公立中学校における平和教育及び修学旅行・校外学習の政治的中立性、適正性、安全性を確保するため、下記事項について陳情する。

記

1. 公立中学校における平和教育の政治的中立性に関する基本方針を確認すること。

教育基本法第14条の趣旨に沿い、教員の指導内容、使用教材、外部講師・語り部・市民団体等の招聘または関与が、特定の政党・政治団体・政治運動の立場に偏ることがないように確認すること。また、生徒が発達段階に応じて、事実を基に諸資料や多様な情報を活用しながら、多面的・多角的に考え、主体的かつ公正に判断できる平和教育となるよう、教育委員会としての方針及び学校への指導上の留意事項を改めて確認すること。

2. 保護者への説明責任と修学旅行・校外学習の安全管理を徹底すること。

修学旅行・校外学習の目的、訪問先、活動内容、移動手段、外部関係者の関与及び安全管理体制について保護者に事前に十分説明すること。併せて、文部科学省通知の趣旨を踏まえ、行程及び活動内容に応じた危険性の事前把握、事業者の安全管理体制の確認、緊急時対応及び引率体制の徹底を図ること。

3. 過去の修学旅行・平和学習等の記録を確認すること。

教育委員会または学校に保存されている過去3年間の計画書、実施要項、実施報告等を確認すること。その上で、修学旅行・校外学習及び校内の平和学習について特定の政治的主張に沿った活動現場への訪問、関連団体等の関与など、保護者の視点から見て政治的中立性または安全管理上の懸念が残る教育活動がなかったか確認すること。

4. 上記3に基づき懸念が残る事例については、必要な実態把握を行うこと。

上記3により、該当またはその疑いのある事例が確認された場合は、学校及び関係者への聞き取りを行い、活動内容、生徒に対する特定の政治的活動への参加・賛同の働きかけの有無、安全管理、保護者への説明及び政治的中立性への配慮について実態を把握すること。また、その結果を今後の指導及び改善に生かすこと。